子ども会　会則

（名称）

第１条　「　　　　子ども会」とする。

（目的）

第２条　会員が楽しく遊び、異年齢の児童が様々な活動や遊びを通じて、児童の自主性や社会性を育むことを目的とする。

（会員）

第３条　　　区内に住む小学生をもって会員とする。

（役員）

第４条　会長１人、副会長１人の役員を置く。また、子ども会の育成者と

して世話人代表１名、副代表１名、会計１名、書記１名の役員を置

く。なお、活動に応じて必要な役員を置く。

（会の行事）

第５条　（１）会員や区内のためになること

（２）年中行事

（３）その他会の目的にかなうこと

（会計年度）

第６条　会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経費）

第７条　この子ども会活動の実施に関する経費は、市補助金、会費、その

他の収入をもってこれに充てる。

（会則の改定）

第８条　この会則は、必要が生じた場合において、総会にて改めることが

できる。

（その他）

第９条　この会則に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、総会に

て協議するものとする。

この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。